

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

<p>上尾環状線</p>	<p>路線名</p>
<p>桶川市朝日二丁目一一番一地先から上尾市大字久保字街道一八番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和五年三月十七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成十年三月三十一日付け埼玉県告示第四百六十五号及び平成二十年八月二十九日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第九号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長二三一・九〇メートル</p>	<p>備考</p>